

令和4年度大江町子育て 世帯への臨時応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響や食費等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対し、町独自の給付金を給付します。

対象者： **0歳～高校3年生**

令和4年12月1日現在(以下「基準日」)において大江町に住所がある、平成16年4月2日～令和4年12月1日までに生まれた児童。なお、児童が高等学校等へ通学するために寄宿等の住所地に住所がある場合は、保護者が基準日時点で大江町に住所があることとする。

■上記の基準日以降、令和5年3月31日までに生まれた児童及び令和5年3月31日までに大江町に転入した児童も対象とする。

■上記の対象者のうち、児童本人が世帯の生計を維持している場合は対象外とする。

給付金額： **児童1人あたり一律5万円**

申請期限： **令和5年2月28日**

※基準日以降に出生や転入した児童については令和5年3月31日

申請方法： 対象者を現に養育する保護者を申請者とし、申請書と申請者の通帳の写しを大江町役場健康福祉課子育て推進係に提出してください。

■令4年12月27日付けで、対象年齢児童の保護者宛で申請書を送付しておりますので、同封の返信用封筒で提出も可能です。

お問い合わせ：大江町役場 健康福祉課 子育て推進係

0237-62-2285